環境審議会再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会の設置について

1 設置目的

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指して、本県が推進する再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策等の実施にあたり、専門的な見地から御意見等をいただくため、宮城県環境審議会に「再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会」を設置するもの。

2 設置根拠

- ·環境審議会条例(平成6年宮城県条例第13号)第7条第1項
- ・環境審議会再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会設置要綱

3 設置日

令和6年2月1日

4 所掌事項

- ① 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関すること(みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の策定及び改定に関することを除く)
- ② その他環境審議会会長が適当と認めた事項

5 議決事項

部会の議決をもって環境審議会の議決とすることができる事項は次のとおりとする。

① 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する個別施策に関する事項

6 構成委員

15人以内(任期2年)

※学識経験者、関係団体・事業者、県民公募、行政等による委員で構成。

7 事務局

環境生活部再生可能エネルギー室